キャンバスアート 運営規程

障害児通所支援事業所 キャンバスアート

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

特定非営利活動法人 パレット＆キャンバス

（事業の目的）

第１条 特定非営利活動法人パレット＆キャンバス（以下「事業者」という。）が設置する キャンバスアート（以下「事業所」という。）において実施する障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援（以下「児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供を確保する。そして、児童の自立を図るとともに生きがいを高め、児童とその家族の福祉の増進を図る。

（運営の方針）

第２条 事業者は、障害児通所支援の提供に当たっては、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、次のとおり適切なサービスの提供に努めるものとする。

（１） 児童発達支援の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

（２） 放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流が図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

（３） 保育所等訪問支援の提供に当たっては、利用者が集団生活に適応することができるよう、適切かつ効果的な支援を行うものとする。

２ 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児入所施設その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

３ 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供ができるよう努めるものとする。

４ 前三項のほか、法及び関係法令等を遵守し、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１） 名称 キャンバスアート

（２） 所在地 鹿児島県霧島市国分福島 2-2319-8

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１） 管理者１名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２） 児童発達支援管理責任者 １名（うち１名以上は常勤）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

（ア） 適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

（イ） アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の目標及びその達成時期、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成すること。

（ウ） 通所支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。

（エ） 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更すること。

（オ） 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。

（カ） 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。

（キ） 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（３） 児童指導員又は保育士１名以上（うち１名以上は常勤）

通所支援計画に基づき、障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。

（４） 訪問支援員 １名以上（児童指導員と兼務）

保育所等訪問支援計画に基づき、障害児及び訪問先施設の保育士等に対し適切に指導等を行う。

（５） 運転手 １名以上（児童指導員と兼務）

事業所の自動車を使用して、障害児の自宅又は学校と事業所との間の送迎のための自動車の運転を行う。

（営業日及び営業時間等）

第６条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１） 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、GW・お盆休み・年末年始等を除く。

（２） 営業時間

【児童発達支援】

水曜日・木曜日 9 時から 15 時までとする。(保育園休業日も同様)【放課後等デイサービス】

個別サポートⅢ： 月曜日・火曜日・金曜日 9 時から 15 時までとする。(学校休業日も同様) 通常放デイ ：月曜日 から 金曜日 15 時から 17 時までとする。(学校休業日も同様)【保育所等訪問支援】

月曜日から金曜日 9 時から 16 時までとする。

（３） サービス提供日

【児童発達支援・指定放課後等デイサービス・指定保育所等訪問支援】

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、GW・お盆休み・年末年始等を除く。利用者への支援は、下記、営業時間内・サービス提供時間内での提供が基本となりますが、保護者や関係機関のご都合等止むを得ない事情により、事業所の休業日・時間外で支援を提供する必要が生じた際は、事前に相互の相談の上、実施する場合があります。

（４） サービス提供時間

【児童発達支援】

水曜日・木曜日 9 時から 15 時までとする。(保育園休業日も同様)【放課後等デイサービス】

個別サポートIII： 月曜日・火曜日・金曜日 9 時から 15 時までとする。(学校休業日も同様) 通常放デイ ：月曜日 から 金曜日 15 時から 17 時までとする。(学校休業日も同様)【保育所等訪問支援】

月曜日から金曜日 9 時から 16 時までとする。

（児童発達支援、放課後等デイサービスの利用定員）

第 7 条 事業所において提供する児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員は次のとおりとする。

10 名

（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を提供する主たる対象者）

第 8 条 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

障害児（18 歳未満の発達障害児）

（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の内容）

第 9 条 事業所で行う児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の内容は、次のとおりとする。

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

（１） 通所支援計画の作成

（２） 基本事業

①個別療育

療育目標を設定した個別支援計画に沿った個別指導。

②集団療育

療育目標を設定した個別支援計画に沿った集団療育。

③レクレーション・行事

療育目標を設定した個別支援計画に沿った社会性・協力を育てる活動。

（３） 相談、助言に関すること

障害児及びそのご家族の日常生活における相談及び助言を行う。

（４） 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る【保育所等訪問支援】

（１） 通所支援計画の作成

（２） 基本事業

（ア） 障害児本人に対する支援（集団生活の適応のための専門的な支援）

（イ） 訪問先施設の保育士等に対する支援（支援方法等の指導）

（利用者から受領する費用の額等）

第１０条 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を提供した際には、利用者から児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２ 法定代理受領を行わない児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を提供した際は、利用者から法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

３ 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

創作活動に係る材料費 1 回につき 300 円～1,000 円外出に係る活動費 1 回につき 300 円～1,000 円

（３）昼食の提供に係る食事代 1 食あたり 300 円～1,000 円

（４）その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費【保育所等訪問支援】

（１）第 13 条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において保育所等訪問支援を提供する場合の費用。

・事業所から訪問先まで片道 10 キロメートル以上の場合、10 キロメートル毎に 100 円頂戴します。

（２） 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援で提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

５ 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（サービス利用に当っての留意事項）

第１１条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

（１）見学を通し、ご家族・ご本人納得の上で、ご利用を開始いただくこと。

（２） 遵守事項の内容について必ずお読みいただき、ご理解の上、ご利用いただくこと。

（３） 契約期間中の利用については極力、利用変更・キャンセルが無いようにしていただくこと。

（４） 保護者は宗教活動や営利を 目的とした勧誘、暴力行為その他、他の保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第１２条 事業者は、利用者の依頼を受けて、障害児等が同一の月に障害児通所支援及び他の障害児通所支援事業者等が提供する障害児通所支援を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた障害児通所支援に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 24 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 25 条の 5 第 1 項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び障害児通所支援等を提供した障害児通所支援事業者に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１３条 通常の事業の実施地域は、霧島市国分・隼人地域の全域とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第１４条 現に児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）及び家族への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

２ 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。場合によっては、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる３ 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供により事故が発生したときは、直ちに障害児等に係る障害児通所支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

４ 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第１５条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第１６条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定）

第１７条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２ 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情解決）

第１８条 提供した児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２ 提供した児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に関し、法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定により鹿児島県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は鹿児島県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は鹿児島県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第１９条 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２ 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。

３ 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４ 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第２０条 事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

（１） 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（２） 苦情解決体制の整備

（３） 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（４） 虐待防止委員会の設置

（身体拘束の禁止）

第２１条 事業所は、障害児等に対する児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

２ 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

３ 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（オンラインでの実施も可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。 （３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第２２条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１） 採用時研修 採用後３カ月以内

（２） 継続研修 年２回

２ 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３ 事業所は、障害児等に対する児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援提供した日から５年間保存するものとする。

（１）児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録

（２）児童発達支援計画

（３）市町村への通知に係る記録

（４）身体拘束等の記録

（５）苦情の内容等の記録

（６）事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

４ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（安全計画の策定等）

第２３条 事業者は、障害児の安全を確保するため、事業所ごとに安全計画を策定し、従業者に周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

２ 事業者は、安全計画に基づく取組の内容について、保護者に説明し、必要に応じて事業所内掲示又はホームページ等により公表するものとする。

３ 事業者は、安全計画を定期的に見直し、必要に応じて変更するものとする。

（掲示及び情報提供）

第２４条 事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、重要事項その他サービスの選択に資すると認められる事項を、事業所内に掲示し、又は閲覧可能な状態で備え置くものとする。

（記録の整備）

第２５条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

２ 事業者は、サービス提供記録、通所支援計画、市町村への通知に係る記録、身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を、サービスを提供した日から５年間保存するものとする。

附 則

１ この規程は、令和７年４月１日より施行する。

２ この規程は、令和８年５月１日より改訂し施行する。